



世田谷

区議会だより

No. 25

11 / 1

発行 昭和45年11月1日
発行所 世田谷区世田谷四丁目21-27
世田谷区議会事務局 (422) 0111
郵便番号 154
発行人 事務局長 大場啓二

緑を市民の生活のなかに!

宮脇 昭

最近の都心から周辺部への急速な都市化の波は、今まで「クヌギ」「コナラ」の雑木林や「黒ボコ」の畑や「ススキ」「アズマネザサ」の草地の続いていた世田谷区をも一挙に画一的な過密都市にぬりつぶしてしまった。かつて、関東地方でも最も清い水が流れて長いあいだ都民の上水道に使われていた多摩川の水も、現在では、工場排水と下水で汚染しきって、ついに取水を一時停止せざるを得ない事態にまで立ちいたった。西部を最も長く多摩川の中流域に接してい

る世田谷は、水辺の緑の樹林と台地上の常緑樹林に囲まれた、最も健全な生活環境を長いあいだ区民に提供していた。長いあいだ安定していた田園景観が急速に開発、過密都市化したところほど、不安定で、環境の汚染、破壊による生きものとしての人間を荒廃にみちびく危険性が多い。最近のブルドーザーに代表される土木工事の手法と新しい産業の生産過程やその化学製品の使用に際して排出される廃棄物は、世田谷の市民が生きのびるための最低条件で

ある大気、水、さらに大地までも画一的に変質、荒廃させている。

東京の西の玄関の役割を果たさせられている世田谷には、東名、第三京浜などの高速自動車道をはじめ、放四、甲州街道、環七、環八などの幹線道路が縦横に走り、さらには高速三・四号線の建設が着々と進んでいる。机上のプランでは、最も便利で機能的な文明生活がおくれると計算されていた。しかし現実には、亜硫酸ガス、一酸化炭素は一時もそれなくしては生きてゆけない大気を汚染し、夜昼を問わない騒音によって、毎日そこに生活している区民の生活をおびやかしている。

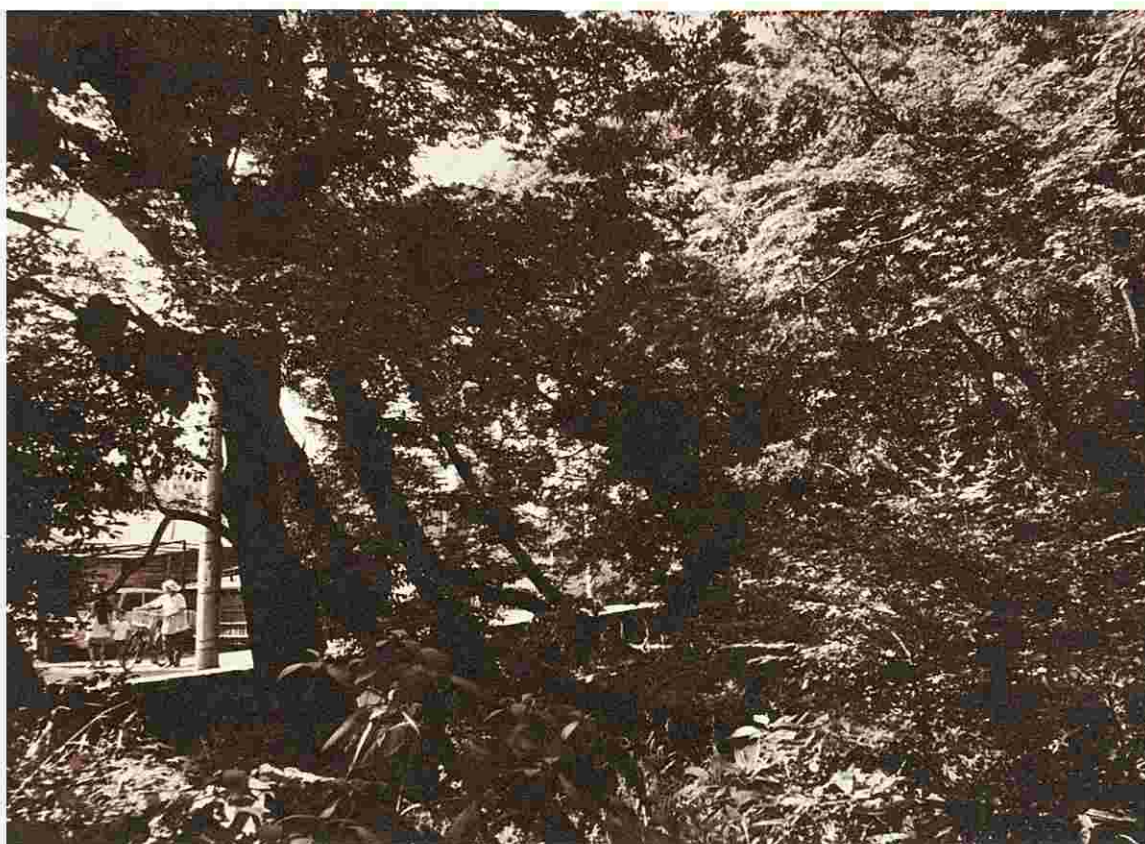
すべての汚物を浄化してくれていた多摩川は、量、質共に自浄作用をはるかに上回る工場廃棄物や汚水の流入によって、もはや機能を失い死んでしまっている。

今まで生物の一員としての人間が十分生きてゆけるだけの生活環境が準備されていたあいだは、道路づくり、工場誘致は住民のプラスになった。今や人間に対する自然の価値観は逆転してしまった。われわれは、まず、健全に生きのびるための生活環境をさき取りしなければならぬ。すでに生きている緑が失われた川や道路のまわりには、全力を集中して自然環境を奪回しなければならぬ。

とくに、多摩川や等々力溪谷沿いの水きわや斜面は最も弱い自然である。一度破壊されると洪水、土砂くずれなどの被害を招きやすい。現在、世田谷区で区民の健康を保証するための真の公害対策は、車の流れをよくしたり、工場廃水を水で薄めて多摩川に放流する程度の対症療法的手法だけでは不十分である。

まず、生きている「緑の浄化装置」である郷土の森を復元することである。とくに、最後まで残されていた多摩川沿いや斜面には、かつて数百年來地域住民と共存し、心と体のささえとなってきた「ケヤキ」「シラカシ」「ヤブツバキ」「スタジイ」「タブ」などの広葉樹林を育てる。郷土種による郷土の森こそは、最も本格的で長持ちのする、区民を環境破壊から守るための緑の防波堤の役割を果たすはずである。

(みやわき・あきら／横浜国立大助教授／生態学)



世田谷にまだ多く残されている自然の樹木。おかされていく人間の生命のために、この自然を守り、より多く復元していかねばならぬ。

写真：岡本一丁目の国会図書館蔵書室文庫。四万平方メートルの敷地はキシヤコジュケイの造ぶ楽園。

第3回臨時会 7/23 ↓ 27

一般会計補正予算 第二次など三件可決

第三回臨時会は7月23日から27日まで会期五日間で開かれました。区長から提案された議案は、補正予算案二件と新任居表示議案一件で、それぞれ27日最終日に可決されました。

昭和四十五年一般会計補正予算第二次

今年度の都区財政調整が決定し、最終的に区財政計画が決まったため、総額八億六千二百五十万円にのぼる補正予算を組みます。これで、当初予算に加えて区一般会計の歳入歳出総額は、一億五千四百七十五万八千円となります。歳出予算のおもな内容は、投資的経費四億九千九百〇万円、人件費一億二千〇〇〇万円、行政運営費八千〇〇〇万円などです。全体の五七%を占める投資的経費により、喜多見福祉会館の建設、粕谷地区の保育園用地買収、世田谷公園などの改修と用地買収、児童遊園地の買収、給食センター汚水処理装置の取り付け、木造校舎の鉄筋改築化などが進められます。とくに目を引くのは、〇・三%という区内の下水道を普及促進する手だてとして、下水道事業の起債財源として五千万円を都に事業委託するものがあります。

二日間にわたる審議で、投資的経費の全体に占める率が年々低下している

代表質問

(9月21日)



公害防止に緑を復活させよ

自由民主党

質問 区は「緑と太陽の文化都市」をスローガンとしているが、公害の間接的防除法として、自然保護策を積極的に進め、緑色植物の自浄能力の活用をはかれ。そのためには、樹木の実態把握と保全、また、緑の週間をとらえて住民協力の喚起、啓蒙運動を活発に展開せよ。

ことから財政硬直化のきざしが見られる点の改善、とくに行政施設建設五カ年計画の最終年次にあたり、なお住民要望の強い民生施設の不足をどう解決するか追及されました。これに対し、人件費などの施設運営費増は新規施設が進んだため必ずしも財政硬直化にはならない、五カ年計画は達成できる見通しを持ち、民生施設は今後も都の中期計画と調整し住民にこたえをとる

第二回定例会 9/21 ↓ 29

草刈り条例制定、カナダウイニペグ市との姉妹都市提携を結ぶ



第三回定例会は9月21日から会期八日間の予定で開かれましたが、ウイニペグ市との姉妹都市提携議案審査のため会期を一日延長し、29日閉会しました。なお、本会議が次のとおり開催されました。

- 21日 各党代表質問と、草刈り条例、烏山児童館・保育園の新築工事請負契約など十二件の委員会付託、新任居表示に伴う出張所の位置変更など四件の可決。
- 22日 一般質問と請願・陳情十九件の付託。
- 28日 ウイニペグ市との姉妹都市提携案の委員会付託、提案に先だち全員協議会開催。
- 29日 21日、28日に付託した議案十三件の可決、請願・陳情二十一件の

態度が、理事者から明らかにされました。こうして原案どおり賛成多数で可決しましたが、反対意見としては、区施設にはむだなせいかが多い、その分を木造校舎改築などにあてたほうが良い、電算導入は単に事務合理化にとどまらず、政府の中央集権体制に組み込まれる危険がある、などが示されました。

付託。
●あき地の管理の適正化に関する条例制定 (賛成全員)
——四ページ参照——

●ウイニペグ市との姉妹都市提携成立 (賛成全員)
両市の市民生活を通じての教育と文化、産業と経済の交流をより緊密にすることを目的とする。なお、これは、両市の小中学生の絵交換に端を発した十年來の親善が、今回実を結んだものである。

●仮称烏山児童館・保育園新築工事請負契約締結 (賛成全員)
(建設地) 南烏山六丁目二番一四号 (概要) 鉄筋コンクリート造三階。児童館と保育園を併設、とくに保育園は零歳児保育を実施予定。

●区民会館管理条例の改正 (賛成全員)
世田谷区民会館の結婚式関係披露室の一部改装に伴い、使用料を改訂するもの。二室使用を認め、その場合七百円から、他は現行通り。

●昭和四十五年国民健康保険事業会計補正予算第一次 (賛成、自由民主党、反対、共)
電算導入準備費、人件費増などで補正額は一億二千四百万円。これまでとの予算額との合計は、三億七千四百一十二千円となります。

●町区域の新設、一部変更 (賛成、自由民主党、反対、共)
現在の船橋町、廻沢町、粕谷町、烏山町、祖師谷一丁目の各一部をもって新たに粕谷一丁四丁目とする。

工費は七一八〇万円。
(契約の相手方) 株式会社協栄組。
(工期) 46年7月30日完成。

●住居表示実施に伴う条例改正 四件 (賛成全員)
粕谷地区の住居表示により、つきにあげる施設位置表示や所管区域が変わる。粕第二・粕第三出張所、粕福祉地区、粕谷児童遊園、芦花小学校、芦花中学校。

●新たに認定した区道 (賛成全員)

所在地	延長(m)
桜上水1丁目186-191	42.37
梅丘3丁目1,426	230.89
宮坂2丁目2,091-2,092	146.40
尾山台2丁目157-162	136.29
玉川瀬田町120-166	110.30
岡本3丁目37-42	302.99
祖師谷2丁目545-546	73.40
祖師谷2丁目571-602	564.70
八幡山3丁目200-202	107.10
北烏山7丁目2,308	83.75
計	1798.19

たのは、庁舎、保養所の建設、用地基金の設定などによる。これらが一段落したので、将来は教育・民生に重点がおかれよう。

区自身が公害原因を作るな

公明党



質問 側溝の浚渫泥土が路上に長期間放置され悪臭を放っている。公害防止に当たる区の処置としては疑問だ。たとえば、コンクリート造りの集積場を設けるなど対策を。また、新町弦巻の区アスファルトプラントの騒音に苦情が出ているが、対策は、さらに、「ブタクサ公害」の治療対策を講ぜよ。助役 浚渫泥土の集積、薬剤散布は、

区議会がむかし ばなし

世田谷区成立と区庁舎

昭和7年10月1日、世田谷町、駒沢町、玉川村、松沢村が合併して、世田谷区となった。このなかで、玉川区は、駒沢をだき込んで、独立した「玉川区」設置を主張したが、結局これは実現しなかった。だが、合併後は、旧玉川村域の町名に全部「玉川」の名を冠することになった。新住居表示でだいぶ消えたが、玉川地区の町名にやたら「玉川〇〇町」が多いのは、こういう歴史の経過がある。

区の名前を「世田谷」とすることは、四町村のほとんど全域が古くをたどれば「世田谷郷」あるいは「世田谷領」であったから、問題なく決まった。さてつぎの問題は、区役所をどこに置かかであった。世田谷町役場への設置案に対し、こんどは駒沢が、四町村の中心は駒沢町域だとして玉川をも誘い、活発な区役所誘致運動を展開した。しかし、一五〇人を越える職員を収容するには、駒沢町役場ではなんとしても狭く、結局区役所の看板は、昭和3年に庁舎を新築したばかりの世田谷町役場に掲げら

れた。ところでこの庁舎も、収容能力には少し無理があつて、近い将来庁舎の新築は必至とされていた。

昭和11年になって、千歳・砧両村の編入が具体化するにつれてますますその必要に迫られ、区会に庁舎建設委員会が設けられた。と同時に、委員長には駒沢出身の議員が就任したこともあつて、再び庁舎駒沢誘致論が台頭してきた。その具体案として、現世田谷消防署あたりの土地五百坪を上馬土地地区画整理組合が区に寄付しようという話もちあがつた。しかし区側は、一、五〇〇坪はどうしても必要だと主張して、組合側を困らせた。

一方、世田谷町出身の議員も負けてはおらず必死に土地を物色し、とうとう芹沢新平氏を拜み倒して、現在の区役所の敷地一、五〇〇坪を寄付させてしまった。またしても庁舎駒沢誘致論は破れ、新区役所庁舎は昭和14年暮れに竣工した。

この時の芹沢氏の恩義に報いるために、同氏の肖像写真が庁舎に永久掲額されることになったが、昭和20年5月の空襲で、写真は庁舎もろとも焼失してしまつた。いまでは写真に代わつて肖像画が、区長室に飾つてある。(資料提供 議員待遇者会区会史編集委)

一カ所で猛臭が発生するので難点がある。何らかの解決策を考慮する。アスファルトプラントは、今後は縮小したい。ブタ草とアレルギー疾患との関係はまだ明確でない。今後検討する。

質問 区独自の一酸化炭素・鉛の捕集器、亜硫酸ガス等測定器の整備策は、また、区内重点個所で定点観測をするなど、調査態勢を強化せよ。

助役 都から配備される測定器は大型なので、移動可能なコンパクトなものを備えたい。定点観測はやつたほうがよいので検討する。

人命尊重の公害対策を 共産党

質問 公害対策の基本姿勢は、人間尊重か、企業優先かの二者択一を迫られている。区長の所信は、わが党が行なつた区民三十二名の血・尿中鉛の検診では、八七％が基準を越えており、柳町をみだ。区ができる対策として、たとえば、区費による鉛検診の開始とC O調査の充実、工場公害の実態把握と防止のための設備資金の低利長期融資などを急げ。

区長 経済との調和を前提として、人間尊重の姿勢をもって施策にあたる。公害対策は他区に先んじて、意欲的に

一般質問

(9月22日)

質問 多摩川の自然破壊が叫ばれているおり、多摩川堤防自動車道についての区の態度は。

助役 堤防中段に幅六メートルの道路だと聞く、この程度なら公害の心配はないと思う。都の出力を待つ。

質問 体育課、スポーツ振興審議会を設置し、区民の体育指導強化をはかれ、**教育長** 体育課は必要だが、職員のおくがあつてむずかしい。職員配置のやりくりができたか考える。スポーツ振興審は、体育課設置のあとにならう。

質問 現在の法律による区画整理は、大幅減歩、清算金のペテン性など問題が多すぎるから住民の反対が強いのだ。総合計画では、現行法によらない区独自の方式を立てよ。

助役 現行法によらない区画整理は考えられない、現行法内で工夫する。説明会での都の説明は言葉がたりない、

やつている。

質問 コンピューター導入は、人員整理、労働強化を招く。また、導入の背景には地方自治の集権化と、住民を総番号化して掌握しようとする政府の意図がある。

区長 時代のさう勢で利用せざるを得ない。導入の意図は、職員の労働の軽減と住民サービスであつて、地方自治の破壊とはならないと思う。

公害解消に規制をきびしく 民社クラブ

質問 現行の大气汚染、工場騒音の罰則は有名無実で、外国では、かなり苛酷な罰金を課している。当区でも、過料を設けてはどうか。また、ブタ草公害対策も空地ばかりでなく、宅地を含めて対象とし強制力をもたせる意味で、過料をつけるべきだ。

区長 公害基本法の精神上、罰則の立法権はないと思うが、意欲的に検討していく。

質問 光化学スモッグの被害者救護対策として、地域別の担当医、または、週番医をおく態勢をとつてはどうか。

区長 医師会と連絡を密にしていこう、ことはたいせつだ。適切な構想として前向きに検討していく。

十分連絡をする。

質問 代沢小裏から北沢四丁目への下水道工事は、区が先行投資をしていながら着工のけはいがない。また、河川沿岸の桜並木保存に留意して施工せよ。

土木部長 先行投資は、利子負担の問題で都区折衝が難航している。解決を急ぎたい。景勝地はなるべく遊歩道として残したい。

質問 木造校舎鉄筋化の現況は、二三区の間では非常に劣る。都中期計画では四十九年度完了とされているが、今後の見通しは。

助役・教育長 校舎改築経費は、来年度から全額区財源負担と変わった。今後四年で一〇〇％改築をするのは至難だが、従来のペースを下回らないよう努力する。

質問 区内工場の実態把握と、工場公害の指導、対策は、また、経営のアルミ工場、区庁舎のボイラーなどは大気汚染源となつてはいないか。

建築部長 二千三百件の工場台帳作成

を急ぎ、業種別に指導、防止にあたる。アルミ工場には除去装置の整備を指導した。庁舎燃料も低発生率の重油に切替えた。

質問 自動車公害の一原因として、幹線・補助線の不備がある。道路拡幅、新設を急げ。

区長 幹線はあらかじめ完了した。補助線の残り八〇％は、予算の不足などで遅延しているが、都と協同して早期完成をはかる。

質問 鳥山小跡地利用計画には、住民多数の要望を取り入れて公共広場、緑の空間を設けよ。本計画実施までの暫定措置として、仮設の自転車置場を設置し、材料置場は取り払え。

助役 一般的には住民の要望に沿いたい。自転車置場は本建築の際にも空間をみている。材料置場は移転候補地を求めている。

質問 電算導入の経過、稼働後の運用方針は、また、職員の意向はどうであ

れた。ところでこの庁舎も、収容能力には少し無理があつて、近い将来庁舎の新築は必至とされていた。

昭和11年になって、千歳・砧両村の編入が具体化するにつれてますますその必要に迫られ、区会に庁舎建設委員会が設けられた。と同時に、委員長には駒沢出身の議員が就任したこともあつて、再び庁舎駒沢誘致論が台頭してきた。その具体案として、現世田谷消防署あたりの土地五百坪を上馬土地地区画整理組合が区に寄付しようという話もちあがつた。しかし区側は、一、五〇〇坪はどうしても必要だと主張して、組合側を困らせた。

一方、世田谷町出身の議員も負けてはおらず必死に土地を物色し、とうとう芹沢新平氏を拜み倒して、現在の区役所の敷地一、五〇〇坪を寄付させてしまった。またしても庁舎駒沢誘致論は破れ、新区役所庁舎は昭和14年暮れに竣工した。

この時の芹沢氏の恩義に報いるために、同氏の肖像写真が庁舎に永久掲額されることになったが、昭和20年5月の空襲で、写真は庁舎もろとも焼失してしまつた。いまでは写真に代わつて肖像画が、区長室に飾つてある。(資料提供 議員待遇者会区会史編集委)

つたか。

総務部長 多様化する住民要求にこたえるためと、職員不足を補うために導入するのだ。職員のお八五％は導入に期待している。

質問 奥沢センタービルは完成したが、設立した地元商店が資金難に陥り、大資本に乗つ取られそうだ。区が救済策を講ぜよ。また、鳥山総合センターでは、区がその轍を踏むな。

助役 資金調達をはかり、地元商店が出店できるようにする。鳥山の場合は区の施設部分だけの経費を区が負担する。

質問 鳥山地区には、図書館などの文化的な施設が少ない。土地があるあいだに計画を立てよ。たとえば、高源院の景勝を利用した文学館、名庭園はどうか。

区長 図書館は、鳥山総合センターに入れてもよい。庭園は、適当な敷地があれば考える。

請願・陳情

第三回定例会における請願・陳情の審査状況は、9月28日の本会議で委員会の審査の終わったもの十九件がつけの29日には、新たに二十一件が付託され、審査の終わってない七十四件とあわせて議会閉会中にそれぞれの委員会に審議されます。

第三回定例会議決分 十九件

区民厚生委員会

- ◇ 砧南部区立保育園設立要請に関する請願―意見付採択―
- (意見) 願意に沿うよう努力されたい。
- ◇ 区立東玉川、奥沢、八幡小学校に学童保育所設置を求める請願―意見付採択―
- (意見) 願意に沿うよう努力されたい。
- ◇ 区立保育園新設に関する請願(深沢地区)―意見付採択―

新たに付託した請願

総務財政委員会

- ◇ 小田急線の運賃値上げに反対する請願



区民厚生委員会

- ◇ 雑草除去条例制定に関する請願
- ◇ 区立奥沢保育園の改築及び改善に関する請願
- ◇ 草刈り条例をつくるための請願



建設委員会

- ◇ 建築物許可取消と児童遊び場設置に関する請願(北沢三丁目地域)
- ◇ 喜多見町地区区画整理事業反対に関する陳情
- ◇ 成城地区区画整理事業反対に関する請願
- ◇ 中央高速道路と都市計画街路補助二一九号線の計画変更に関する請願
- ◇ バキュームカー車庫施設の建設に反対する請願(赤堤二丁目一五番一〇号先)

- ◇ 区画整理事業に関する請願(岡本地区)
- ◇ 排水溝に蓋掛けし歩道設置に関する請願(上北沢五丁目地区)

(意見) 願意に沿うよう努力されたい。



建設委員会

- ◇ 路面舗装の施工に関する請願(砧四丁目二四番五号―二一〇番二号先)―採択―
- ◇ 夏季手当支給等に関する陳情―意見付採択―
- (意見) 要求各項目については十分実態を把握し、なるべく趣旨に沿うよう努力されたい。

ことに夏季手当支給額については、でき得る限り努力をし、支給日についても可及的すみやかに支給できるように努力されたい。

なお、本陳情については陳情趣旨の表現に穏当を欠くものがあるので、今後は注意するよう要望する。

- ◇ 夏季手当支給等に関する請願(二件)―意見付採択―
- (意見) 要求各項目については十分実態を把握し、なるべく趣旨に沿うよう努力されたい。
- ことに夏季手当支給額については、

◇ 硬質舗装に関する請願(佼成学園前通り)



文教委員会

- ◇ 区立桜町小学校校舎改築に関する請願
- ◇ 区立九品仏小学校校舎改築に関する請願
- ◇ 区立小中学校の非常勤講師への越年一時金等支給に関する請願
- ◇ 勤労青少年のための定時制教育振興に関する請願
- ◇ 世田谷区の北東方面に区営プールの設置に関する請願



交通・公害対策委員会

- ◇ 千歳小学校通学路にガードレール並に「手押信号機」設置に関する請願
- ◇ 京王線烏山一踏切閉鎖に関する請願
- ◇ 区立烏山北小学校児童の通学安全に関する請願
- ◇ 祖師谷通りに歩行者天国を実現させるための請願

おこわり

今回、「ひろば」欄は投書が寄せられなかったため休載いたします。

でき得る限り努力をし、支給日についても可及的すみやかに支給できるように努力されたい。

- ◇ 一部排水溝改修と蓋掛に関する請願―意見付採択―
- (意見) 私道部分の区道認定化など関係道路の形態を早急に整備し実施されたい。
- ◇ 区道の幅幅と公共溝渠の蓋掛に付いての請願(烏山町一〇〇五番地先)―意見付採択―
- (意見) 地形上、技術的に問題のある部分(道路と民家と高低差のある部分など)については関係住民と十分話し合い納得の上で実施されたい。
- ◇ 排水溝改修に関する請願(上用賀一丁目二六番地先)―採択―
- ◇ 騒音規制に関する請願(田園ボール付近)―採択―
- ◇ 溝渠の清掃並びに泥の排除についての請願(烏山町一六五〇番先)―採択―

◇ 特許エメツチ小学校給食採用に関する請願―不採択―

(理由) 請願事項が委員会の審査事項として妥当でないため。

- ◇ 区立弦巻小学校校舎改築に関する請願―採択―
- ◇ 区立城山小学校校舎増改築についての請願―意見付採択―
- (意見) 願意に沿うよう努力されたい。
- ◇ 区立東深沢小学校校舎改築に関する請願―採択―
- ◇ 世田谷区立中学校木造校舎改築促進に関する請願―採択―

- ◇ 交通・公害対策委員会
- ◇ 車輛交通の一部時間規制に関する請願(太子堂二丁目「太子堂中央通り」)―意見付採択―
- (意見) 願意に沿うよう努力されたい。
- なお、商店に対しては公道の不法占用がないよう指導を徹底されたい。
- ◇ 歩道橋設置に関する請願(上用賀四丁目三四番一号先)―意見付採択―
- (意見) 願意に沿うよう努力されたい。

草刈り条例とは

正式な名称は「あき地の管理の適正化に関する条例」で、マスコミでもとりあげられた「ブタ草」公害やアメリカシロヒトリ、カ、ハエなどの発生源でもある野放しの雑草やかん木を刈る条例です。

じじつ、さる九月上旬期だけでもブタ草の花粉がアレルギー疾患「ぜん息」を引き起こしたと見られる被害が三十六件も届け出られていて、区でさっそく草の生い繁っている土地所有者に草を刈るように指導しましたが、そのうち十二件は所有者不明で解決できませんでした。

最近、都市化の波の中で田や畑を

遊ばせたり宅地に転用する傾向も原因の一つとなって、雑草が伸び放題のあき地がふえています。このままですとどんどん悪くなるいっばうなため、制定に踏みきったわけです。

条例のおもな内容は、伸びほうだいで危険があると区が認めると、(1)所有者に勧告を出す、(2)従わないとさらに命令を出す、(3)命令にも従わないと区が代執行法に基づき草を刈る、この場合経費を土地所有者から徴収することが決められています。

なお、区議会の審議では、立ちおくれしている規程の整備を急ぐこと、巡回職員配置など積極的姿勢で取り組むこと、ブタ草「ぜん息」やカ、ハエの被害が出た場合の補償問題を検討することなどを要望しました。

意見書

要望書

公害対策強化についての要望書

自動車排気ガス、光化学スモッグに おけるオキシダント発生、鉛公害など、

住民の生命・健康が連日おびやかされている現状を訴え、公害のない住みよい町づくり対策樹立のため、関係法令の全面改正、企業責任の明確化、公害規制の強化など八項目にわたり、政府・国会・東京都に強く要望するもの。

八月十二日提出。